**第九節**　基地式捕鯨業

（削る。）

（削る。）

（捕獲の制限）

**第四十四条**　基地式捕鯨業の許可を受けた者（以下「基地式捕鯨業者」という。）は、乳飲み稚鯨又は稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

（鯨体処理場の使用の許可等）

**第四十五条**　基地式捕鯨業者は、当該基地式捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　基地式捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。

3　基地式捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。

4　第一項の許可は、当該許可に係る船舶についての基地式捕鯨業の許可が効力を失ったときは、その効力を失う。

（捕獲鯨の表示及び報告）

**第四十六条**　基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度、当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2　基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

一～三　（略）

**第十節**　母船式捕鯨業

（母船式捕鯨業の漁獲物等の輸送制限）

**第四十七条**　母船式捕鯨業の許可を受けた者（以下「母船式捕鯨業者」という。）は、当該母船式捕鯨業の許可に係る母船及び独航船以外の船舶によって当該母船式捕鯨業の漁獲物又はその製品を輸送する場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

**第七節**　小型捕鯨業

**第四十一条**　削除

（捕獲頭数の制限）

**第四十二条**　農林水産大臣は、毎年、次に掲げる事項を勘案して、鯨種別及び水域別に、小型捕鯨業の許可を受けた者（以下「小型捕鯨業者」という。）が捕獲することができる歯鯨（まつこう鯨を除く。以下この条において同じ。）及びミンク鯨の年間の捕獲頭数の上限を定めるものとする。

一　歯鯨及びミンク鯨の資源の状況

二　全ての小型捕鯨業者の操業状況

2　農林水産大臣は、当該年において全ての小型捕鯨業者が捕獲した鯨種別及び水域別の歯鯨及びミンク鯨の頭数が前項の規定により農林水産大臣が定めた捕獲頭数の上限に達したときは、直ちに、全ての小型捕鯨業者に対し、その旨並びに当該鯨種別及び水域別の歯鯨及びミンク鯨の捕獲を禁止する期間を通知するものとする。

3　小型捕鯨業者は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の期間内は、当該鯨種別及び水域別の歯鯨及びミンク鯨を捕獲してはならない。

（捕獲の制限）

**第四十三条**　小型捕鯨業者は、乳飲み稚鯨及び稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

（鯨体処理場の使用の許可等）

**第四十四条**　小型捕鯨業者は、当該小型捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　小型捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。

3　小型捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。

4　第一項の許可は、当該許可に係る船舶についての小型捕鯨業の許可が効力を失ったときは、その効力を失う。

（捕獲鯨の表示及び報告）

**第四十五条**　小型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、そのつど当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2　小型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

一～三　（略）

**第八節**　母船式捕鯨業

（新設）